

(証券コード1905)
2023年6月8日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目25番11号

株式会社 テノックス
代表取締役社長 佐藤 雅之

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.tenox.co.jp/ir/library/meeting/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「第53回 定時株主総会」よりご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「テノックス」または「コード」に当社証券コード「1905」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階 「相生の間」
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第53期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回にわたり、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~

(お願い)

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  - ① 連結計算書類の連結注記表
  - ② 計算書類の個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 当社は従来よりご出席の株主様へのお土産等はお渡ししておりません。

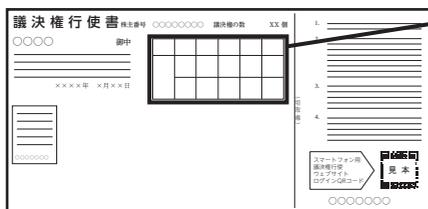


## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

|                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2023年 6月29日（木曜日）<br/>午前10時</p> |  <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2023年 6月28日（水曜日）<br/>午後 5 時30分到着分まで</p> |  <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2023年 6月28日（水曜日）<br/>午後 5 時30分入力完了分まで</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ◎ 議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ インターネットにより複数回にわたり、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- ◎ インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00）

# 事業報告

( 2022年 4月1日から )  
( 2023年 3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した資源価格の高騰や不安定な為替相場などの影響を受けつつも、新型コロナウイルス感染症の抑制策や各種の経済政策が好循環に働き、緩やかながら持ち直しを続けております。しかしながら、高止まりを見せる資源価格や海外経済の減速が景気を下押しする懸念もあり、先行きは予断を許さない状況にあります。

建設業界におきましては、公共投資は防災・減災、国土強靱化の加速化対策などにより引き続き底堅さを維持し、加えて高水準にある企業収益を背景としてコロナ禍で先送りされていた民間の設備投資が前向きに動き始めるなど総じて堅調に推移しております。しかしながら、建設資材価格の受注契約への適正な反映や慢性的な現場従事者の不足に加え、来年4月に迫った建設業の時間外労働の上限規制への対応等、乗り越えなければならない課題があり厳しい環境下にあります。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画の2年目となる2022年度は、課題として掲げた「設計提案から施工までの一貫体制の強化」と「顧客のニーズに応える付加価値の創出」への取り組みを着実に進め、更にはESGを意識した経営を推進して持続的な企業価値の向上に努めてまいりました。

売上高につきましては、主に鉄道高架橋を中心としたインフラ関連の杭工事や民間設備投資の盛り上がりに伴う工場関連の地盤改良工事などの大型工事が寄与したことで増収となりました。利益につきましては、大型工事を中心とした売上高の増加に加え、記録的な寒波による影響も軽微であったことなどから増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は183億17百万円（前連結会計年度比23.6%増）、営業利益は6億53百万円（前連結会計年度比40.0%増）、経常利益は6億94百万円（前連結会計年度比34.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億82百万円（前連結会計年度比34.9%増）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

（建設事業）

当事業におきましては、鉄道や高速道路の杭工事や民間工場の地盤改良工事が売上高に寄与したことなどで増収となりました。利益につきましては、主に売上高の増加や施工機械の稼働が高まったことなどで増益となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の受注活動や着工時期への影響は、引き続き注視が必要なものの収まりを見せております。

この結果、売上高は178億64百万円（前連結会計年度比23.8%増）、セグメント利益は6億31百万円（前連結会計年度比28.1%増）となりました。

（土木建築コンサルティング全般等事業）

当事業におきましては、主に設計・計算業務が増加したことにより、売上高は4億30百万円（前連結会計年度比17.6%増）、セグメント利益は14百万円（前連結会計年度は33百万円の損失）となりました。

（その他の事業）

当事業におきましては、神奈川県川崎市に所有している不動産の賃貸により、売上高は23百万円（前連結会計年度比0.1%減）、セグメント利益は6百万円（前連結会計年度比0.0%減）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別受注高・売上高・受注残高は、次のとおりであります。

受注高・売上高・受注残高

(単位：千円)

| 区 分               | 前期受注残高    | 当期受注高      | 当期売上高      | 次期受注残高    |
|-------------------|-----------|------------|------------|-----------|
| 建設事業              | 5,531,293 | 18,123,260 | 17,864,689 | 5,789,864 |
| 土木建築コンサルティング全般等事業 | —         | —          | 430,043    | —         |
| その他の事業            | —         | —          | 23,143     | —         |
| 合計                | 5,531,293 | 18,123,260 | 18,317,876 | 5,789,864 |

(注) 土木建築コンサルティング全般等事業及びその他の事業は受注生産を行っておりませんので、受注高及び受注残高の記載を省略しております。

② 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大も落ち着きを見せ始め、さらに感染症法上の分類が2023年5月8日に「2類相当」から「5類」に引き下げられたことで、経済活動の正常化が進み、昨年来の個人消費の回復と相俟って、景気は緩やかながら持ち直しをみせるものと期待されております。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化と国内外の金利政策の変化および物価上昇などが懸念材料となっており、先行きへの不透明感は拭えない状況が続くと思われまます。

建設業界におきましては、公共投資および倉庫・流通施設や工場建設を中心とした民間設備投資の増加が見込まれ、建設需要全体としては底堅く推移するものと思われまます。しかしながら、建設資材価格の高騰、現場従事者の慢性的な不足、脱炭素への対応など多くの取り組むべき課題を抱えております。

当社グループにおきましては、このような状況のもと2023年度が最終年度となります中期経営計画に掲げた3つの基本戦略を着実に実行してまいります。「開発戦略」に関しましては、開発中の新技術・新サービスの実用化を進めます。「営業・施工戦略」に関しましては、新技術・新サービスの実用化による営業領域の拡張に加え、北海道新幹線や関西土木インフラ等のリダンダンシープロジェクトでの実績を積み上げます。「ESG戦略」に関しましては、「E環境」ではCO<sub>2</sub>排出量の少ない燃料使用の拡大やCO<sub>2</sub>を固定化する基礎工法の開発を進めます。「S社会」では健康経営や産後パパ育休取得を推進します。「Gガバナンス」では策定したBCPの浸透とコンプライアンス研修の充実を図り、当社グループ、協力会社の役職員及び取引先の関係者の皆さまの安全確保と働きがいのある職場環境作りに適切に対応してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、従来にもましてご支援、ご協力を賜りますようお願いからお願い申し上げます。

- ③ 設備投資の状況  
当連結会計年度の設備投資の総額は3億46百万円であります。主なものといたしましては建設事業で工事施工機械関係に2億45百万円の設備投資を行いました。
- ④ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

| 区 分                 | 期 別 | 第50期       | 第51期       | 第52期       | 第53期                   |
|---------------------|-----|------------|------------|------------|------------------------|
|                     |     | 19/4~20/3  | 20/4~21/3  | 21/4~22/3  | (当連結会計年度)<br>22/4~23/3 |
| 受 注                 | 高   | 15,833,281 | 16,856,526 | 15,215,824 | 18,123,260             |
| 売 上                 | 高   | 18,583,097 | 15,906,872 | 14,817,057 | 18,317,876             |
| 経 常 利 益             |     | 1,179,088  | 331,491    | 516,173    | 694,524                |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 |     | 768,796    | 173,277    | 357,792    | 482,824                |
| 1株当たり当期純利益(円)       |     | 113.09     | 25.49      | 53.42      | 73.29                  |
| 総 資 産               |     | 18,667,916 | 18,163,940 | 17,681,498 | 18,770,879             |
| 純 資 産               |     | 12,195,780 | 12,215,632 | 12,300,204 | 12,467,397             |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。

なお、当社は「株式給付信託（J-E S O P）」を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均発行済株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第52期の期首から適用しており、第52期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 名 称                        | 資本金                | 持 株 率 比  | 主 要 な 事 業 内 容    |
|----------------------------|--------------------|----------|------------------|
| 株式会社テクノクス技研                | 千円<br>30,000       | %<br>100 | とび・土工工事業         |
| 株式会社広島組                    | 千円<br>30,000       | %<br>100 | とび・土工工事業         |
| 株式会社複合技術研究所                | 千円<br>20,000       | %<br>55  | 工法開発およびコンサルティング業 |
| TENOX ASIA COMPANY LIMITED | 千VND<br>36,315,334 | %<br>100 | 地盤基礎工事業          |

## (4) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

コンクリートパイル、鋼管パイルの販売およびその杭打工事の請負、地盤改良工事の請負、工法開発およびコンサルティング

(5) 主要な事業所（2023年3月31日現在）

① 当社

|            |        |                                                                                                        |
|------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社テクノックス | 本社     | 東京都港区                                                                                                  |
|            | 営業所    | 北海道営業所（北海道札幌市）<br>東北営業所（宮城県仙台市）<br>名古屋営業所（愛知県名古屋市）<br>大阪営業所（大阪府大阪市）<br>中四国営業所（広島県広島市）<br>九州営業所（福岡県福岡市） |
|            | 機材センター | 東京機材センター（千葉県船橋市）                                                                                       |

② 子会社

|                            |    |             |
|----------------------------|----|-------------|
| 株式会社テクノックス技研               | 本社 | 千葉県船橋市      |
| 株式会社広島組                    | 本社 | 大阪府大阪市      |
| 株式会社複合技術研究所                | 本社 | 東京都新宿区      |
| TENOX ASIA COMPANY LIMITED | 本社 | ベトナム ホーチミン市 |

(6) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分               | 従 業 員 数 |
|-------------------|---------|
| 建設事業              | 292名    |
| 土木建築コンサルティング全般等事業 | 26名     |
| その他の事業            | 1名      |
| 合 計               | 319名    |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 200名 | 2名増       | 43.8歳 | 14.3年  |

(7) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため記載を省略しております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,640,000株  
 (2) 発行済株式の総数 6,749,016株（自己株式598,664株を除く。）  
 (3) 株主数 1,377名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                 | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------|----------|---------|
| 光 通 信 株 式 会 社                         | 514,100株 | 7.61%   |
| 住 商 セ メ ン ト 株 式 会 社                   | 432,000  | 6.40    |
| 三 菱 商 事 株 式 会 社                       | 317,020  | 4.69    |
| INTERACTIVE BROKERS LLC               | 306,700  | 4.54    |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社               | 253,000  | 3.74    |
| 株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2         | 247,600  | 3.66    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                   | 220,220  | 3.26    |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社               | 220,000  | 3.25    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 E 口 ) | 219,540  | 3.25    |
| 髙 沢 佐 江 子                             | 213,000  | 3.15    |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（598,664株）を控除して計算しております。  
 当該自己株式には、E S O P 信託所有自己株式（219,540株）は含まれておりません。  
 2. 2023年3月24日に実施した自己株式消却により、発行済株式の総数は346,400株減少しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                              | 株 式 数   | 交 付 対 象 者 数 |
|------------------------------|---------|-------------|
| 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） | 20,748株 | 5名          |

- (注) 1. 監査等委員である取締役に対し、株式の交付は行っておりません。  
 2. 上記のほか執行役員5名に対して8,707株を付与しております。  
 3. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (2) 取締役の報酬等の額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、株主還元の拡充および資本効率の向上を目的として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得しました。

| 取締役会決議     | 取得株式数    | 取得価額         | 取得開始日      | 取得終了日       |
|------------|----------|--------------|------------|-------------|
| 2022年5月13日 | 196,400株 | 169,976,900円 | 2022年5月16日 | 2022年11月29日 |

- ② 当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、自己株式の消却について決議し、当社が保有していた自己株式346,400株を2023年3月24日付で消却いたしました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2023年3月31日現在)

|                        |                                      | 株式会社テノックス<br>第1回新株予約権                      | 株式会社テノックス<br>第2回新株予約権                    | 株式会社テノックス<br>第3回新株予約権                      |
|------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                                      | 2013年7月19日                                 | 2014年7月18日                               | 2015年7月17日                                 |
| 新株予約権の数                |                                      | 41個                                        | 25個                                      | 19個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                                      | 普通株式 41,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)         | 普通株式 25,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)       | 普通株式 19,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)         |
| 新株予約権の払込金額             |                                      | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                      | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                                      | 新株予約権1個当たり1,000円<br>(1株当たり 1円)             | 新株予約権1個当たり1,000円<br>(1株当たり 1円)           | 新株予約権1個当たり1,000円<br>(1株当たり 1円)             |
| 権利行使期間                 |                                      | 2013年8月8日から<br>2043年8月7日まで                 | 2014年8月8日から<br>2044年8月7日まで               | 2015年8月7日から<br>2045年8月6日まで                 |
| 行使の条件                  |                                      | (注)                                        | (注)                                      | (注)                                        |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(監査等委員である取締役<br>および社外取締役を除く。) | 新株予約権の数 15個<br>目的となる株式数 15,000株<br>保有者数 3人 | 新株予約権の数 9個<br>目的となる株式数 9,000株<br>保有者数 3人 | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 10,000株<br>保有者数 4人 |
|                        | 取締役<br>(監査等委員)                       | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一人       | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一人     | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一人       |

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間 (10日目が休日当たる場合は翌営業日) に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 上記1. は、新株予約権を相続により承継した者には適用しない。
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

|                        |                                      | 株式会社テノックス<br>第4回新株予約権                       | 株式会社テノックス<br>第5回新株予約権                       | 株式会社テノックス<br>第6回新株予約権                       |
|------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                                      | 2016年7月15日                                  | 2017年7月14日                                  | 2018年7月12日                                  |
| 新株予約権の数                |                                      | 228個                                        | 159個                                        | 136個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                                      | 普通株式 22,800株<br>(新株予約権1個につき100株)            | 普通株式 15,900株<br>(新株予約権1個につき100株)            | 普通株式 13,600株<br>(新株予約権1個につき100株)            |
| 新株予約権の払込金額             |                                      | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                                      | 新株予約権1個当たり100円<br>(1株当たり 1円)                | 新株予約権1個当たり100円<br>(1株当たり 1円)                | 新株予約権1個当たり100円<br>(1株当たり 1円)                |
| 権利行使期間                 |                                      | 2016年8月19日から<br>2046年8月18日まで                | 2017年8月19日から<br>2047年8月18日まで                | 2018年8月21日から<br>2048年8月20日まで                |
| 行使の条件                  |                                      | (注)                                         | (注)                                         | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(監査等委員である取締役<br>および社外取締役を除く。) | 新株予約権の数 128個<br>目的となる株式数 12,800株<br>保有者数 4人 | 新株予約権の数 110個<br>目的となる株式数 11,000株<br>保有者数 4人 | 新株予約権の数 136個<br>目的となる株式数 13,600株<br>保有者数 4人 |
|                        | 取締役<br>(監査等委員)                       | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一人        | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一人        | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一人        |

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日当たる場合は翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 上記1. は、新株予約権を相続により承継した者には適用しない。
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

|                        | 株式会社テクノックス<br>第7回新株予約権               | 株式会社テクノックス<br>第8回新株予約権                      |                                             |
|------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2019年7月19日                           | 2020年7月10日                                  |                                             |
| 新株予約権の数                | 202個                                 | 179個                                        |                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 20,200株<br>(新株予約権1個につき100株)     | 普通株式 17,900株<br>(新株予約権1個につき100株)            |                                             |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                  | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |                                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり100円<br>(1株当たり 1円)         | 新株予約権1個当たり100円<br>(1株当たり 1円)                |                                             |
| 権利行使期間                 | 2019年8月21日から<br>2049年8月20日まで         | 2020年8月22日から<br>2050年8月21日まで                |                                             |
| 行使の条件                  | (注)                                  | (注)                                         |                                             |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(監査等委員である取締役<br>および社外取締役を除く。) | 新株予約権の数 202個<br>目的となる株式数 20,200株<br>保有者数 4人 | 新株予約権の数 179個<br>目的となる株式数 17,900株<br>保有者数 4人 |
|                        | 取締役<br>(監査等委員)                       | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一人        | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一人        |

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間（10日目が休日に当たる場合は翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 上記1. は、新株予約権を相続により承継した者には適用しない。
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

| 氏名    | 会社における地位      | 担当および重要な兼職の状況                                      |
|-------|---------------|----------------------------------------------------|
| 佐藤 雅之 | 代表取締役社長       |                                                    |
| 堀切 節  | 取締役執行役員       | 経営戦略本部長<br>株式会社複合技術研究所取締役副社長                       |
| 坂口 卓也 | 取締役執行役員       | 管理本部長<br>株式会社広島組取締役                                |
| 高橋 勝規 | 取締役執行役員       | 社長付（広島組経営支援室長）<br>株式会社広島組代表取締役社長                   |
| 若尾 直  | 取締役執行役員       | 営業本部長<br>兼 土木営業部長<br>兼 中四国営業所長                     |
| 榎本 雅也 | 取締役（監査等委員・常勤） |                                                    |
| 竹口 圭輔 | 取締役（監査等委員）    | 法政大学経済学部教授                                         |
| 鈴木 みき | 取締役（監査等委員）    | 光和総合法律事務所パートナー<br>株式会社レスターホールディングス<br>社外取締役〔監査等委員〕 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）榎本雅也氏、取締役（監査等委員）竹口圭輔氏および取締役（監査等委員）鈴木みき氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）榎本雅也氏、取締役（監査等委員）竹口圭輔氏および取締役（監査等委員）鈴木みき氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために榎本雅也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）竹口圭輔氏は、大学教授（財務会計）として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ① 2022年6月29日開催の第52回定時株主総会において、新たに若尾直氏は、取締役に選任され就任いたしました。
  - ② 2022年6月29日開催の第52回定時株主総会において、新たに榎本雅也氏および鈴木みき氏は、取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。
  - ③ 2022年6月29日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）里見雄冊氏および取締役（監査等委員）大森勇一氏は、任期満了により退任いたしました。

(ご参考)

1. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

| 氏名   | 会社における地位 | 担当および重要な兼職の状況                                          |
|------|----------|--------------------------------------------------------|
| 児玉勝久 | 執行役員     | 経営戦略本部 副本部長<br>兼 経営企画部長<br>株式会社テクノックス 技研取締役            |
| 又吉直哉 | 執行役員     | 施工本務部長<br>兼 工業本務部長                                     |
| 迫田一彦 | 執行役員     | 管理本部 副本部長<br>兼 経理本部 部長<br>兼 企画情報推進部長                   |
| 平山勇治 | 執行役員     | 技術本部 部長<br>兼 技術本部 部長<br>株式会社複合技術研究所 取締役<br>株式会社広島組 取締役 |
| 黒河徹  | 執行役員     | 施工本部 工事第一部長<br>株式会社テクノックス 技研取締役                        |

2. 2023年4月1日付の執行役員（取締役兼務者を含む。）は次のとおりであります。

| 氏名   | 会社における地位 | 担当および重要な兼職の状況                                          |
|------|----------|--------------------------------------------------------|
| 佐藤雅之 | 代表取締役社長  |                                                        |
| 堀切節  | 取締役執行役員  | 経営戦略本部 部長<br>株式会社複合技術研究所 取締役副本部長                       |
| 坂口卓也 | 取締役執行役員  | 管理本部 部長<br>株式会社広島組 取締役                                 |
| 高橋勝規 | 取締役執行役員  | 社長付（広島組経営支援室長）<br>株式会社広島組 代表取締役社長                      |
| 若尾直  | 取締役執行役員  | 営業本部長                                                  |
| 児玉勝久 | 執行役員     | 経営戦略本部 副本部長<br>兼 経営企画部長<br>株式会社テクノックス 技研取締役            |
| 又吉直哉 | 執行役員     | 施工本務部長<br>兼 工業本務部長                                     |
| 迫田一彦 | 執行役員     | 管理本部 副本部長<br>兼 経理本部 部長<br>兼 企画情報推進部長                   |
| 平山勇治 | 執行役員     | 技術本部 部長<br>兼 技術本部 部長<br>株式会社複合技術研究所 取締役<br>株式会社広島組 取締役 |
| 黒河徹  | 執行役員     | 施工本部 工事第一部長<br>株式会社テクノックス 技研取締役                        |

## (2) 取締役の報酬等の額

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、任意の報酬委員会からの答申が尊重されていることおよび監査等委員会の同意を得ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

#### イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

##### a. 構成

固定報酬である基本報酬と業績連動報酬（賞与）および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成する。

##### b. 決定の方法

基本報酬は、株主総会決議により決定された限度額の範囲内で、透明性・客観性を確保するために過半数以上を社外取締役で構成する任意の報酬委員会が、各取締役の業務評価、会社の業績、従業員給与とのバランス、外部機関の役員報酬調査データを勘案、審議のうえ取締役会に答申し、取締役会で決定する。

業績連動報酬（賞与）は、基本報酬と共に株主総会決議により決定された限度額の範囲内で、経営戦略との関連性を高めるために単年度の「連結営業利益」の達成水準に応じて、透明性・客観性を確保するために過半数以上を社外取締役で構成する任意の報酬委員会が、各取締役の業務評価、会社の業績を勘案、審議のうえ取締役会に答申し、取締役会で決定する。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまとより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に役位別に定めた係数を月額基本報酬に乗じて得られた額に応じて決定した当社普通株式を交付しております。譲渡制限期間は、株主価値の共有を中長期にわたって実現するために、株式交付日から当社の取締役を退任する日までの期間としております。

ロ. 取締役（監査等委員）の報酬

a. 構成

固定報酬である基本報酬で構成する。

b. 決定の方法

基本報酬は、株主総会決議により決定された限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

②当事業年度に係る取締役の報酬等の額

| 役員区分                                 | 報酬等の<br>総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)        |                   |                   | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
|                                      |                         | 基本報酬                   | 業績連動報酬等           | 非金銭報酬等            |                       |
| 取締役（監査等委員<br>であるものを除く。）<br>（うち社外取締役） | 94,982<br><br>(-)       | 52,800<br><br>(-)      | 25,600<br><br>(-) | 16,582<br><br>(-) | 5<br><br>(-)          |
| 監査等委員である<br>取締役<br>（うち社外取締役）         | 20,550<br><br>(17,400)  | 20,550<br><br>(17,400) | -<br><br>(-)      | -<br><br>(-)      | 5<br><br>(4)          |
| 合 計<br>（うち社外取締役）                     | 115,532<br><br>(17,400) | 73,350<br><br>(17,400) | 25,600<br><br>(-) | 16,582<br><br>(-) | 10<br><br>(4)         |

- (注) 1. 上記には、2022年6月29日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役2名（うち社外取締役1名）を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等には、取締役賞与引当金繰入額を記載しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容および当該業績指標を選定した理由ならびに業績連動報酬等の額の算定方法は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。なお、業績指標である連結営業利益の実績は、「連結損益計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）」に記載のとおりです。
4. 非金銭報酬等の額は、取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）5名に対する譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度中における費用計上額の合計であります。また、非金銭報酬等の内容は、取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）5名に対する譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであり、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。
5. 取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第46回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点

の取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）の員数は、5名です。

また金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第51回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額（監査等委員および社外取締役は付与対象外）として年額300万円以内、株式数の上限を年30,000株と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）の員数は、4名です。

6. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第46回定時株主総会において、年額400万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

7. 当社は、2013年6月27日開催の第43回定時株主総会において、同株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、取締役および監査役に対して、同制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

なお、上記決議に基づく役員退職慰労金の打切り支給予定額300千円を長期未払金として計上しております。

また、2021年6月29日開催の第51回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただきましたので、取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションの割当ては行っておりません。（既に割当て済みのものを除く。）

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

ただし、現在のところ、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）とは責任限定契約を締結しておりません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員を含む。）、執行役員および子会社の取締役・監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。保険料の全額を会社が負担しております。当該保険契約により被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や違法であることを認識しながら行った行為など故意または重大過失に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととして

おります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役（監査等委員）竹口圭輔氏は、法政大学経済学部教授であります。なお、当社と法政大学との間には特別な関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）鈴木みき氏は、光和総合法律事務所のパートナーであります。なお、当社と光和総合法律事務所との間には特別な関係はありません。
  
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）鈴木みき氏は、株式会社レスターホールディングスの社外取締役であります。なお、当社と株式会社レスターホールディングスとの間には特別な関係はありません。
  
- ③ 当事業年度における主な活動状況

|                |      | 出席状況、発言状況および<br>社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                       |
|----------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 榎本雅也 | 2022年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回、監査等委員会13回のすべてに出席し、金融機関および事業法人において財務分野およびリスク管理・コンプライアンス分野に関する実務に携わった専門的な知見と豊富な経験に基づき発言を行っております。また、報酬委員会委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 竹口圭輔 | 当事業年度において開催された取締役会14回、監査等委員会18回のすべてに出席し、主に大学教授（財務会計）としての専門的な知見と豊富な経験に基づき発言を行っております。また、報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。                                           |
| 取締役<br>(監査等委員) | 鈴木みき | 2022年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回、監査等委員会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的な知見と豊富な経験に基づき発言を行っております。また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。                                        |

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  | 報酬等の額    |
|----------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額          | 29,400千円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額     | 一千円      |
| 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,400千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第3項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、TENOX ASIA COMPANY LIMITED は、Crowe Vietnam Co., Ltd. の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人有限責任 あずさ監査法人との間で、有限責任 あずさ監査法人が善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が会計監査人に報酬その他の職務執行の対価として支払い、または支払うべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額であります。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役は取締役会に対し、法令遵守の誓約書を提出する。
- ロ. コンプライアンス規程を制定し、法令遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
- ハ. コンプライアンス委員会を設置し、企業倫理の確立、法令遵守の徹底を図るための教育・啓蒙活動を行う。
- ニ. 法令違反や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の窓口を設置し、周知する。
- ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、毅然として対応する。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る文書については、法令および社内規程に基づき適切に保存・管理を行う。
- ロ. 取締役または監査等委員会から閲覧の要請があった場合も、速やかに閲覧可能な状態で保存・管理する。

#### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクの把握、管理、対応策策定のためのリスク管理規程を定める。
- ロ. リスク管理委員会は、リスク管理の状況について、3ヵ月に1度以上、取締役会に報告しなければならない。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会を原則として毎月1回開催するほか、臨時取締役会を随時開催し、経営方針および経営戦略の立案ならびに取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ロ. 業務執行にあたって、職務権限規程などの社内規程に基づき、適切かつ効率的に職務を行う。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役・使用人は、営業成績、財務状況およびその他重要な情報を定期的に当社取締役会に報告を行う。
- ロ. リスク管理委員会は、当社および子会社のリスクの把握および適切な対策を講じる。また当社の内部監査部門がリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い当社の代表取締役に報告する。
- ハ. 当社は、子会社の取締役等から事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要な案件について事前協議を行う。
- ニ. 当社は、子会社の取締役または監査役を、当社の取締役または使用人から選任して派遣し、子会社の取締役会の職務執行において、ガバナンスの確保とコンプライアンスに関わる課題の対処を行う。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人ならびにその独立性に関する事項

- イ. 監査等委員会は、必要に応じてその職務を補助する取締役および使用人を置くことを代表取締役に求めることができる。
- ロ. 前項に定める使用人の任免、考課等については、監査等委員会と事前協議のうえで行い、補助期間内における当該使用人への指示・命令は、監査等委員会が行う。

⑦ 当社の監査等委員会への報告を確保するための体制

- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人は、当該会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、および報告を受けたときは直ちに監査等委員会に報告する。
- ロ. 常勤の監査等委員は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

- ⑧ 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、内部公益通報等に関する規程に基づき監査等委員会への通報・相談を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項  
当社は、監査等委員より職務の執行に関して生ずる費用の請求があったときは、当該請求が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、内部監査室および会計監査人と定期的に意見交換や情報交換を通じて緊密に連携し、必要に応じて報告を求める。
- ロ. 各監査等委員は、取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるほか、その職務の執行に必要な場合は、社内で開催される重要な会議に出席することができる。また、社内および子会社の業務執行状況の報告を受ける。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンス委員会を設置し、企業倫理の確立、法令遵守の徹底を図るための教育・啓蒙活動を行っております。
- ② リスク管理委員会を設置し、当社グループにおける発生しうるリスクの未然防止を図っております。
- ③ 内部監査室は、業務の適正・リスク管理等を評価し、その結果を代表取締役および取締役に対し7回報告しております。
- ④ 取締役会を定時・臨時含め14回開催し、経営方針および経営戦略の立案ならびに取締役の職務執行状況の監督を行っております。
- ⑤ 子会社の取締役・使用人は、営業成績、財務状況およびその他重要な情報を定期的に当社取締役または担当部署を通して、取締役会に報告を行っております。
- ⑥ 当社取締役または使用人から各子会社に取締役または監査役を派遣し、子会社のガバナンスの確保を行っております。
- ⑦ 公益通報および内部通報制度を制定し、監査等委員および外部弁護士へ当社および子会社に著しい損害を及ぼす事実を発見した場合に通報できる体制を整えております。
- ⑧ 監査等委員会は内部監査室と12回、会計監査人と7回意見交換や情報交換を実施しております。
- ⑨ 取締役がその役割や責務を適切に果たす上で必要となる知識の習得や更新のための研修を実施しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、「1株当たり当期純利益」については、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,642,901	流 動 負 債	5,679,993
現金預金	9,545,508	支払手形・工事未払金等	4,392,628
受取手形・完成工事未収入金 及び契約資産等	3,493,874	1年内返済予定の長期借入金	9,940
電子記録債権	1,244,489	未払法人税等	206,100
未成工事支出金等	832,536	契約負債	203,459
未収入金	453,004	賞与引当金	113,091
その他	74,930	取締役賞与引当金	25,600
貸倒引当金	△1,443	完成工事補償引当金	4,000
固 定 資 産	3,127,978	工事損失引当金	27,800
有 形 固 定 資 産	2,218,937	その他	697,373
建物及び構築物	270,011	固 定 負 債	623,488
機械装置及び運搬具	848,713	長期借入金	9,940
工具、器具及び備品	135,505	退職給付に係る負債	493,365
土地	954,278	株式給付引当金	68,682
その他	10,427	その他	51,500
無 形 固 定 資 産	57,188	負 債 合 計	6,303,482
のれん	16,257	純 資 産 の 部	
その他	40,930	株 主 資 本	12,065,674
投資その他の資産	851,852	資本金	1,710,900
投資有価証券	315,274	資本剰余金	2,330,219
繰延税金資産	129,880	利益剰余金	8,581,570
その他	409,770	自己株式	△557,014
貸倒引当金	△3,072	その他の包括利益累計額	17,983
資 産 合 計	18,770,879	その他有価証券 評価差額金	29,098
		為替換算 調整勘定	△11,115
		新株予約権	89,636
		非支配株主持分	294,103
		純 資 産 合 計	12,467,397
		負 債 純 資 産 合 計	18,770,879

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		18,317,876
売 上 原 価		15,553,454
売 上 総 利 益		2,764,421
販売費及び一般管理費		2,111,326
営 業 利 益		653,094
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	8,497	
為替差益	5,243	
その他の	28,148	41,890
営 業 外 費 用		
支払利息	231	
その他の	229	460
経 常 利 益		694,524
特 別 利 益		
固定資産売却益	37,499	37,499
特 別 損 失		
固定資産処分損	0	0
税金等調整前当期純利益		732,024
法人税、住民税及び事業税		283,285
法人税等調整額		△39,229
当 期 純 利 益		487,968
非支配株主に帰属する当期純利益		5,143
親会社株主に帰属する当期純利益		482,824

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年4月1日 期首残高	1,710,900	2,447,772	8,380,240	△630,462	11,908,450
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△185,329		△185,329
親会社株主に帰属する当期純利益			482,824		482,824
自己株式の取得				△169,976	△169,976
自己株式の処分				3,434	3,434
自己株式の消却		△220,808		220,808	-
その他資本剰余金の負の残高の振替		96,164	△96,164		-
新株予約権の行使		197		1,213	1,411
譲渡制限付株式報酬		6,892		17,967	24,860
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△117,553	201,329	73,447	157,223
2023年3月31日 期末残高	1,710,900	2,330,219	8,581,570	△557,014	12,065,674

	そ の 他 の 包 括 利 益 額			新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 差 額	そ の 他 有 評 価 金	為 替 換 算 調 整 定 額			
2022年4月1日 期首残高	19,469	△8,621	10,848	91,045	289,859	12,300,204
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△185,329
親会社株主に帰属する当期純利益						482,824
自己株式の取得						△169,976
自己株式の処分						3,434
自己株式の消却						-
その他資本剰余金の負の残高の振替						-
新株予約権の行使						1,411
譲渡制限付株式報酬						24,860
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	9,629	△2,494	7,134	△1,409	4,243	9,969
連結会計年度中の変動額合計	9,629	△2,494	7,134	△1,409	4,243	167,193
2023年3月31日 期末残高	29,098	△11,115	17,983	89,636	294,103	12,467,397

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	14,788,865	流動負債	5,617,464
現金預金	8,870,499	工事未払金	4,390,238
受取手形	425,084	買掛金	124,477
完成工事未収入金	2,692,373	未払金	278,038
売掛金	16,877	未払費用	152,459
電子記録債権	1,230,031	未払法人税等	198,700
契約資産	153,174	契約負債	188,046
未成工事支出金	736,419	賞与引当金	96,000
貯蔵品	51,405	取締役賞与引当金	25,600
短期貸付金	187,144	完成工事補償引当金	4,000
未収入金	449,239	工事損失引当金	22,800
その他	48,976	その他	137,104
貸倒引当金	△72,360	固定負債	509,087
固定資産	3,089,055	長期未払金	300
有形固定資産	1,973,577	退職給付引当金	416,911
建物	206,675	株式給付引当金	68,682
構築物	56,056	その他	23,192
機械及び装置	790,080	負債合計	6,126,551
車両運搬具	0	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	132,370	株主資本	11,630,026
土地	783,778	資本金	1,710,900
その他	4,616	資本剰余金	2,330,219
無形固定資産	38,905	資本準備金	2,330,219
ソフトウェア	37,363	利益剰余金	8,145,922
その他	1,541	利益準備金	149,517
投資その他の資産	1,076,572	その他利益剰余金	7,996,404
投資有価証券	285,773	別途積立金	2,800,000
関係会社株式	200,210	繰越利益剰余金	5,196,404
長期貸付金	106,306	自己株式	△557,014
長期預金	300,000	評価・換算差額等	31,706
繰延税金資産	89,630	その他有価証券評価差額金	31,706
敷金及び保証金	90,508	新株予約権	89,636
その他	6,643	純資産合計	11,751,369
貸倒引当金	△2,500	負債純資産合計	17,877,920
資産合計	17,877,920		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	16,882,141	
商 品 売 上 高	653,509	
そ の 他 の 事 業 売 上 高	23,143	17,558,794
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	14,734,496	
商 品 売 上 原 価	295,401	
そ の 他 の 事 業 売 上 原 価	16,348	15,046,247
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	2,147,644	
商 品 売 上 総 利 益	358,107	
そ の 他 の 事 業 売 上 総 利 益	6,794	2,512,546
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,851,245
営 業 利 益		661,301
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,153	
そ の 他	25,403	38,556
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	7
経 常 利 益		699,850
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	32,499	32,499
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	0	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	47,945	47,945
税 引 前 当 期 純 利 益		684,404
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		274,478
法 人 税 等 調 整 額		△35,709
当 期 純 利 益		445,635

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 別 立 途 金	利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
2022年4月1日 期首残高	1,710,900	2,330,219	117,553	2,447,772	149,517	2,800,000	5,032,263	7,981,780	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当							△185,329	△185,329	
当期純利益							445,635	445,635	
自己株式の取得									
自己株式の処分									
自己株式の消却			△220,808	△220,808					
その他資本剰余金の負の残高の振替			96,164	96,164			△96,164	△96,164	
新株予約権の行使			197	197					
譲渡制限付株式報酬			6,892	6,892					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	△117,553	△117,553	-	-	164,141	164,141	
2023年3月31日 期末残高	1,710,900	2,330,219	-	2,330,219	149,517	2,800,000	5,196,404	8,145,922	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2022年4月1日 期首残高	△630,462	11,509,991	20,394	20,394	91,045	11,621,431
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△185,329				△185,329
当期純利益		445,635				445,635
自己株式の取得	△169,976	△169,976				△169,976
自己株式の処分	3,434	3,434				3,434
自己株式の消却	220,808	-				-
その他資本剰余金の負の残高の振替		-				-
新株予約権の行使	1,213	1,411				1,411
譲渡制限付株式報酬	17,967	24,860				24,860
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			11,311	11,311	△1,409	9,902
事業年度中の変動額合計	73,447	120,035	11,311	11,311	△1,409	129,938
2023年3月31日 期末残高	△557,014	11,630,026	31,706	31,706	89,636	11,751,369

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社テクノックス

取締役会 御中

有限責任 あず さ 監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本美晃
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林圭司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テクノックスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社テクノックス
取締役会 御中

有限責任 あず さ 監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本美晃
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林圭司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノックスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

株式会社テノックス 監査等委員会

常勤監査等委員 榎本雅也 ㊟

監査等委員 竹口圭輔 ㊟

監査等委員 鈴木みき ㊟

(注) 監査等委員榎本雅也、竹口圭輔及び鈴木みきは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆さまへの利益還元につきましては、重要課題と位置づけ、安定配当の継続を重視しつつ、当該期の業績や財政状態に加え、中期的な見通しも勘案して配当を決定すべきものと考えております。

期末配当につきましては、業績の進捗を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金23円 総額は155,227,368円

なお、中間配当金として1株につき金12円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金35円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	[再任] 佐藤 雅之 (1954年5月4日生)	2015年4月 当社入社、執行役員地域営業部担当 2015年6月 取締役執行役員地域営業部担当 2016年4月 取締役常務執行役員地域営業本部長兼新規事業推進部長 2017年4月 取締役常務執行役員首都圏営業本部長兼地域営業本部長兼新規事業推進部長 2018年4月 取締役常務執行役員社長補佐 2018年6月 代表取締役社長（現任）	33,765株
<p>【取締役候補者とした理由】 佐藤雅之氏は、長年にわたり、事業運営、営業推進に関する豊富な経験と実績を有しており、代表取締役として当社グループの経営全般を牽引しております。今後も当社グループの経営の推進に必要と判断することから、引き続き、取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	[再任] <small>ほりきり</small> 堀切 <small>たかし</small> 節 (1965年2月3日生)	1989年4月 当社入社 2011年4月 工務部長 2013年4月 執行役員工務部長兼技術・開発部長 2014年4月 執行役員工務部長兼技術・開発部長 2016年4月 執行役員技術本部長兼品質管理部長 2016年6月 取締役執行役員技術本部長兼品質管理部長 2018年4月 取締役執行役員施工技術本部長 2022年4月 取締役執行役員経営戦略本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社複合技術研究所取締役副社長	11,407株
【取締役候補者とした理由】 堀切節氏は、長年にわたり、技術、施工部門に携わり、技術、施工に関する高度な専門知識と経験を有しております。これらの経験や実績は当社グループ経営に活かすことが出来ると判断することから、引き続き、取締役としての選任をお願いするものです。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	[再任] 坂 口 卓 也 <small>さか ぐち たく や</small> (1955年10月21日生)	1987年5月 当社入社、大阪営業所長 2003年4月 土木営業第一部長 2005年6月 取締役土木営業第一部長 2007年6月 取締役販売管理部長 2009年4月 取締役執行役員販売管 理部長 (2009年6月取 締役退任) 2011年10月 執行役員管理本部副本 部長兼販売管理部長 2012年6月 執行役員管理本部副本 部長兼総務部長兼販売 管理部長 2016年4月 執行役員施工本部業務 部長 2018年4月 執行役員施工技術本部 副本部長兼工事第一部 長兼業務部長 2018年6月 取締役執行役員施工技 術本部副本部長兼工事 第一部長兼業務部長 2020年4月 取締役執行役員管理本 部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社広島組取締役	11,407株
【取締役候補者とした理由】 坂口卓也氏は、長年にわたり、営業、施工、管理部門に携わり、建設事業全般に関する幅広い知見と経験を有しております。これらの経験や実績は当社グループ経営に活かすことが出来ると判断することから、引き続き、取締役としての選任をお願いするものです。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
4	[再任] <small>たか はし かつ のり</small> 高橋勝規 (1959年9月22日生)	1989年1月 当社入社 2011年4月 営業統括本部営業第三部長 2012年3月 営業統括本部営業第一部長兼営業第三部長 2013年4月 執行役員営業第一部長兼営業第三部長 2016年4月 執行役員地域営業本部西日本営業部長 2017年4月 執行役員地域営業本部副本部長兼西日本営業部長 2018年4月 執行役員営業本部長兼西日本営業部長 2018年6月 取締役執行役員営業本部長兼西日本営業部長 2019年4月 取締役執行役員営業本部長兼東日本営業部長 2020年4月 取締役執行役員営業本部長 2022年4月 取締役執行役員社長付(広島組経営支援室長) (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社広島組代表取締役社長	18,507株
【取締役候補者とした理由】 高橋勝規氏は、長年にわたり、営業部門に携わり、営業全般に関する幅広い知見と経験を有しております。これらの経験や実績は当社グループ経営に活かすことが出来ると判断することから、引き続き、取締役としての選任をお願いするものです。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
5	[再任] わか お すなお 若 尾 直 (1959年4月11日生)	1983年4月 住友商事㈱入社 2003年9月 住商セメント九州㈱代 表取締役社長 2011年4月 建材・セメント部長 (アイジー工業㈱非常 勤取締役) 2017年6月 アイジー工業㈱代表取 締役社長 2021年10月 当社入社、執行役員営 業本部副本部長 2022年3月 執行役員営業本部副本 部長兼東北営業所長 2022年4月 執行役員営業本部長兼 土木営業部長兼中四国 営業所長 2022年6月 取締役執行役員営業本 部長兼土木営業部長兼 中四国営業所長 2023年4月 取締役執行役員営業本 部長 (現任)	4,399株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>若尾直氏は、長年にわたり、建設資材関連の営業部門に携わり、事業経営や海外事業において豊富な経験を有しております。これらの経験や実績は当社グループ経営に活かすことが出来ると判断することから、引き続き、取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

